

◎国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(令和七年一二月二四日法律第九二号) (衆)

一、提案理由 (令和七年一二月一日・衆議院本会議)

○浜田靖一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行うとともに、業務調整手当を新設しようとするものであります。

両法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告 (令和七年一二月一六日)

○青木一彦君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の給与改定に伴い、議員秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改定等しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。